

R4 協働契約 事業実施結果報告書

1 提案概要

受託者及び代表者氏名	公益社団法人尼崎人権啓発協会 代表理事 谷川 正秀
事業名	人権啓発事業の実施に係る協働契約

2 事業評価

(1) 協働側面の評価

実施手順

- 下表について、相互に自己採点する。評価基準は次のとおりとする
A（よくできた）、B（まあまあできた）、C（あまりできなかった）、E（まったくできなかった）
- 結果を共有し、差異がみられる項目を中心に、原因や改善策等について意見交換を行う
- 協議内容は「3総合評価」に記載する
- 結果を共有する際は、衝突を恐れず、互いを尊重しながら、率直な意見交換を行うこと。

項目	団体等	所管課
1 事業計画（準備）段階		
(1) 課題や目標について共有し、理解し合うことができたか	A	B
(2) 相手の立場や組織、ルール等を共有し、理解し合うことができたか	A	B
(3) それぞれの強み弱みを理解し、補い合いながら計画を立てられたか	A	B
2 事業実施段階		
(1) 率直な意見交換を行い、理解し合いながら、対等な立場で実施できたか	A	A
(2) 予定外のことについて、協力して対応することができたか	A	A
(3) 役割分担にとらわれて任せっきりにすることなく、主体的に関わられたか	A	B
(4) 実施中に目標や進捗を共有し、改善しながら進めることができたか	A	A
その他（任意で設定する項目、項目数は不問）		
(1)		
(2)		
(3)		

(2) 事業効果の評価

実施手順

- ・事業実施前を目途に、協議・合意の上、一つ以上設定する
- ・事業の効果が客観的に測れるよう、受益者の評価など、アウトカム指標を原則とする

	項目	内容
1	評価指標	啓発事業に参加する前よりも『人権』への関心がさらに高まりましたか？の質問に、「高まった」、「さらに高まった」と回答した割合の上昇を目指す（前年度比較）
	測定方法	アンケートの実施
	結果	「高まった」、「さらに高まった」と回答した割合 76.0% (令和4年度が測定初年度であるため、当該数値をベースとする)

3 総合評価

協働側面の評価

1 人権啓発活性化事業

人権啓発推進委員会が未措置の中央地区、園田地区に、市民運動中央地区推進協議会や市民運動園田地区推進協議会と連携し人権啓発事業を実施することで、両地区における人権意識向上を図るとともに、全市域の人権啓発事業を展開することができた。

2 じんけんスタディツアー事業

これまで個別に人権啓発事業を実施していたものについて、市や関係団体と協働で担当者会議を開催し、情報提供および共有することで、人権啓発事業の拡充に努めることができた。

3 人権総合連続講座事業

社会福祉協議会、民生児童委員協議会、人権啓発協会の各種団体から推薦された推進員や一般公募による推進員を対象に各地区に人権啓発推進員を配置し、市と人権啓発協会と協働で研修を実施するなど、全市的な人権啓発活動の推進に努めた。

4 インターネット差別書き込みモニタリング事業

尼崎市発信の兵庫県下初となるインターネットの差別書き込みへのモニタリング事業は、現在、兵庫県下37市町がモニタリング事業に取り組むようになっており、他都市の自治体職員からの視察も積極的に受け入れるなど指導者的な役割を担った。

また、新規採用職員、課長補佐・係長級職員を対象にしたモニタリングについては、市と人権啓発協会と協働で研修の進め方を検討するなど市職員としての責務について改めて考え、気づく場となるよう工夫した。

5 人権問題市民啓発映画上映事業

尼崎市関係所管課、関係団体と啓発映画の選定委員会を開催し、広く市民の人権意識の高揚を図ることができるよう今日的な人権課題をテーマとした啓発映画の提供に努めた。

6 平和啓発推進事業

戦争の悲惨さを風化させないため戦争体験者（原子爆弾被爆者）の語り部事業を実施するほか、市内にある平和のモニュメントなどの情報を掲載したリーフレットを作成、配布した。また、市と人権啓発協会と協働で、市内小中学校校長・教頭会へ依頼に出向き、平和施策の推進に努めた。

事業効果の評価

1 人権啓発活性化事業

中央地区、園田地区における人権問題講演会のテーマを「ジェンダー」に設定して開催するなど、タイムリーな人権問題を設定し実施することができた。

2 じんけんスタディツアー事業

様々な人権問題をテーマに実施できているが、実施回数は年4回と限られていることから、今日のかつ身近な人権問題や課題をテーマとして取り上げ、実施できるよう進めていく必要がある。

3 人権総合連続講座事業

多種多様な人権問題をテーマに実施することができているが、地域活動もコロナ禍の中で自粛傾向にあることから活動回数が減っていることから、「推進日より（年2回発行）」の掲載内容を工夫し、積極的に活用するなど、事業の実施手法を検討していく必要がある。

4 インターネット差別書き込みモニタリング事業

インターネットモニタリング事業の兵庫県下への広がりとともに、検索方法や削除要請の有無など自治体ごとにばらつきがある。そのため他都市からの視察や電話での問い合わせに応じるほか、県下の自治体へ情報提供や共有をすることで事業の効果的推進を図っている。

5 「人権問題市民啓発映画」上映事業

巡回映画会のアンケートの結果では、「参加する前よりも人権への関心がさらに高まった」の回答が年間通じて高い水準となっている。

6 平和啓発推進事業

小・中学校での「語り部」活動にアンケート回答を実施し、「平和の大切さ」や「命の大事さ」を感じた回答割合が高く、効果的な事業となっている。戦争体験を「尼崎市原爆被害者の会」の当事者から直接体験談を聞けることは貴重な経験であるが、引続き平和への願いを継承する取り組みを続けていくためには、新たな実施方法を工夫するなどの検討も必要である。

総評

協働して事業を実施したことによって、市の施策の方向性、考え方について共通の認識をさらに深めることができ、啓発事業の周知方法など、より効果的に推進が図れる手法を検討することができた。

インターネット差別書き込みモニタリング事業は、今後も引続き兵庫県下で中心的役割を担っていくことが想定され、市と人権啓発協会が協働して、削除割合の増加を目指していく。

啓発講座については、多文化共生、ジェンダー、子ども、部落、在日外国人、障がい者の人権等、多種多様な人権問題をテーマに実施するとともに、部落問題を深く学ぶため奈良県の水平社博物館へ現地研修会を実施するなど、より人権問題を身近に感じられるよう工夫を行うことによって、理解や関心が高まるよう努めていく。